

西原町社会福祉協議会地域生活支援サービス事業実施要綱
(生活サポートサービス事業)

(目的)

第1条 地域住民が住みなれた地域や家庭で長く暮らし、自立した生活ができるよう高齢者や障害者（児）等のいる家庭に対し、家事、介助等の援助を有料で行うとともに常に住民が福祉サービス活動に参加できる場を設定し、町民の連携と相互扶助を促進する。

(実施主体)

第2条 この事業は、西原町社会福祉協議会が行うものとする。

(会員制)

第3条 この事業を利用する人は登録制とし、会員の種類は次のとおりとする。

(1) 利用会員

高齢者、障害（児）者、母子・父子家庭等で町内居住者

(2) 協力会員

この事業に理解と熱意を有する者で、福祉サービスができる者

(3) 賛助会員

この事業の趣旨に賛同し、金銭等を援助する者

(会費)

第4条 会員は下記に定める年額の会費を納入するものとする。

(1) 利用会員 1,000円

2. 年度途中で会員になった場合も同じとし、また、年度途中で会員の資格を喪失した場合においても返還しない。

(会員資格の取得)

第5条 利用会員になろうとする者は、利用会員登録申込書（様式第1号）により、協力会員になろうとする者は、協力会員登録申込書（様式第2号）により町社会福祉協議会会長（以下会長）に申し込むものとする。

2. 会長は、前項の規程により申し込みがあったときは会員名簿に登録するものとする。

3. 利用会員、協力会員・賛助会員に会員証を交付するものとする。

(会員資格の喪失)

第6条 会員は、次の各号に該当したときは会員の資格を喪失するものとする。

(1) 死亡したとき

(2) 町外に転出したとき（利用会員のみ）

(3) 退会の申し出があったとき

(4) その他、会長によって会員として相応しくないと認めたとき

2. 資格を喪失したときは、直ちに会員証を返還しなければならない。

(サービスの内容)

第7条 協力会員のサービス内容は次のとおりとする。

- (1) 食事の支度
- (2) 衣類の洗濯
- (3) 住居等の掃除、整理整頓
- (4) 通院等外出の付き添い
- (5) 病院内付添い
- (6) 生活必需品の買い物
- (7) 留守番
- (8) 話し相手
- (9) その他、リフト運行、簡易な身の回りの世話

2. サービスの提供は毎日とし、午前6時から午後10時までとする。ただし、会長が特に必要と認めたときはこの限りではない。

(利用申し込みと利用料金)

第8条 サービスの提供を受けようとするときは、利用する3日前までに事務局に申し込む。

2. サービスの提供を受けた利用会員は、別紙に定める利用料を負担するものとする。
3. 利用料以外に交通費等の必要経費が生じるときは、これを負担しなければならない。

(派遣)

第9条 会長は、利用申込書によりサービスを提供するときは、協力会員に依頼し、派遣するものとする。

(報告及び支払)

第10条 協力会員がサービスの提供を行ったときは、活動報告書(様式第3号)を、翌月2日までに事務局へ提出しなければならない。

2. 利用料は月単位でまとめ、翌月15日までに利用者に請求し、利用者は翌月末日までに支払うものとする。

(協力会員の義務)

第11条 協力会員は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 事業で知り得た利用会員の秘密を外部に漏らしてはならない。また、会員資格を喪失した後も同様とする。
- (2) サービス提供中に利用会員の異常を認めたときは、直ちに事務局へ連絡するとともに、適切な処置を講じなければならない。
- (3) 協力会員は、サービスの提供にあたって会員証を携帯し、必要により提示しなければならない。
- (4) 協力会員は、物品の斡旋・販売・勧誘等、事業の支障となるような行為をしてはならない。

(更新及び届出)

第12条 会員の期限は年度内(4月1日から翌年3月31日)とし、引き続き利用する者は更新しなければならない。また、登録申込書の記載事項に変動があったときは、速やかに会長に届け出なければならない。

(補償)

第13条 この事業の事故については、「社協の保険」及び「在宅福祉サービス補償」で対処するものとする。

(研修)

第14条 協力会員の意識向上と家事及び介助等の技術の習得を図るため、研修の機会を提供するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 17年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成 19年 4月 1日から施行する。

別 紙

地域生活支援サービス事業の利用料金に関する基準

西原町社会福祉協議会地域生活支援サービス事業実施要綱の第8条2項に関わる利用料金は、次のとおりとする。

1. 利用料金

(1) 要綱第7条(1)～(4)のサービス

午前8時～午後6時 1時間あたり1,050円

上記以外 1時間あたり1,200円

(2) 要綱第7条(5)～(8)のサービス

午前6時～午後10時 1時間あたり800円

(3) 要綱第7条(9)は、サービス内容確認後(1)か(2)の利用料金とする

2. 時間を延長したとき、30分以下は上記の半額とし、30分を超え1時間までは、1時間の料金とする。

3. 2人派遣が必要な場合は、1人派遣分は、実費料金とする。

4. 前日までの取り消しは無料とし、当日取り消し及び無断取り消しは1時間分の利用料金を支払うものとする。

地域生活支援サービス事業の協力会員報酬に関する基準

1. 報酬

(1) 要綱第7条(1)～(4)のサービス

1時間あたり950円(交通費含む)

(2) 要綱第7条(5)～(8)のサービス

1時間あたり700円(交通費含む)

(3) 要綱第7条(9)は、サービス内容確認後(1)か(2)の報酬とする